

ダイオキシン類環境測定調査受注資格審査実施要綱

平成令和元年 10 月

環境省では、ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理の的確な実施を図るため、平成 11 年環境庁告示第 68 号、日本工業規格 K 0311、同 K 0312 等に測定方法として定める高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計による従来の測定方法（以下「GC/MS 法（従来法）」という。）についての「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針」（平成 12 年 11 月 14 日策定、平成 22 年 3 月 31 日改訂。以下「指針」という。）を定め、生物検定法について「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理の手引き（生物検定法）」（平成 18 年 3 月 23 日策定、平成 22 年 3 月 31 日改訂。以下「手引き」という。）を定めている。また、平成 22 年 3 月に、土壤、排出ガス、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を対象とするダイオキシン類の測定方法に係る法令等を改正し、GC/MS 法（従来法）に加え、従来の高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計による測定方法を簡略化した方法及び高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計に代えて低分解能ガスクロマトグラフ質量分析計（四重極形ガスクロマトグラフ質量分析計又は三次元四重極形ガスクロマトグラフ質量分析計）を用いた測定方法（以下「GC/MS 法（簡易測定法）」という。）をダイオキシン類対策特別措置法施行規則等に基づく公定法に追加した。これを踏まえ、平成 22 年 3 月 31 日の指針改訂において、その対象にこれらの GC/MS 法（簡易測定法）を追加している。この指針及び手引き（以下「指針等」という。）の普及を図り、ダイオキシン類の環境測定の信頼性を確保するための措置の一環として、昨年度に引き続き平成令和 2 年度に環境省が実施するダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査について、環境省水・大気環境局において、指針等に規定された事項等が実施されているか審査（以下「受注資格審査」という。）を行い、その結果、ダイオキシン類に係る環境測定を的確に実施できると認めた機関であることを受注先の要件とする。

受注資格審査を以下により実施する。

第 1 GC/MS 法（従来法）に関する審査

1. 審査の申請

平成令和 2 年度に環境省が実施するダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査について、GC/MS 法（従来法）による測定により受注を希望する機関は、下記 2. (1) から (5) で定める書類を「第 4 共通事項」の 1. の期間中に 1011. あての資料提出先に提出されたい。既に平成令和 2 年度の受注資格を付与された機関は、当該項目について改めて申請する必要はない。

今年度の受注資格の審査においても、申請時点で受注資格を保有している場合であって、計量法第 121 条の 2 に規定する特定計量証明事業者認定制度（以下、「MLAP」という。）、又は GC/MS 法（従来法）によるダイオキシン類分析に係る ISO/IEC 17025:2005「General requirements for the competence of testing and calibration laboratories (JIS Q 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)」（以下「ISO 17025」という。）の認定を受けている機関で希望する機関に対しては、審査を簡略化し、申請に必要な書類の一部について提出を省略して申請できることとした。

簡略化された審査を希望する機関は、下記 2. (4) の記述に留意すること。なお、簡略化された審査

を受けて受注資格を付与された機関は、簡略化された審査の申請の根拠となった認定が全て失効した場合にはその時点で受注資格も失効するので、留意すること。

2. 提出書類及び注意事項

- (1) 申請書（様式 1）
- (2) 申請項目及び作業（別表 1-1）

MLAP 又は ISO 17025 の認定をもって簡略化された審査を希望する機関は、簡略化された審査の申請の根拠（いざれか一方でも両方でもよい）の認定証（写）も添付すること。

なお、申請時点から平成令和 2 年 3 月 31 日までの間に有効期限が到来するため MLAP の更新手続を行うこととしている場合は、様式 2（特定計量証明事業者認定更新申請の状況報告）によりその状況を報告するとともに、更新が認められた時点で直ちに更新された認定証（写）を送付すること。

- (3) 機関の概要を記述した資料（パンフレット類など）
- (4) 別表 2-1 の審査用資料

資料には作成日を記述すること。指針に基づき作成する資料については、指針別表 1 に例示された項目以外に申請する項目についても、指針に準じて作成すること。また、提出された資料については、その目的以外の使用及び外部への無断提供を行わず、審査終了後不要となった段階で返却する。

なお、MLAP 又は ISO 17025 の認定をもって簡略化された審査を希望する機関は、別表 2-1 の「1. 管理的事項」のうち 1-1-2、1-1-6、1-1-8 及び 1-2-1 を提出することをもって、「1. 管理的事項」で要求されるその他の資料の提出を省略できる。ただし、審査の過程において必要と認められた場合には、提出を省略した資料についても追加的に要請することがある。

- (5) 試料採取などの外注の有無を記述した資料（共同受注の形態を含む。該当がある場合には、外注の理由、外注する作業、外注先、全体の業務管理の実施方法及び責任の所在について記述するとともに、当該外注先より本申請が別途行われない場合には、当該外注先と協議の上、関連する（3）及び（4）の資料を添付する。）
- (6) 過年度の審査で合格し既に平成令和 2 年度の受注資格を有している機関が申請項目を追加する場合、過年度の審査で合格し今年度に申請対象とする作業の範囲を拡げて改めて申請する場合及び、平成令和元年度まで受注資格を有している機関が引き続き申請する場合においても、別表 2-1 の審査用資料は（4）に従って提出すること。
- (7) 申請対象となる作業の範囲は、一貫分析機関のみとする（ただし、試料採取を外注する場合は（5）に従うこと）。
- (8) 一般環境大気については平成 20 年 3 月に、土壤及び底質については平成 21 年 3 月に、調査マニュアル又は調査測定マニュアルが改訂されている。排出ガス及び排出水については、平成 20 年 1 月に JIS が改正されている。また、JIS の改正に伴い、JIS を準用している公共用水域及び地下水質についても測定方法が変更されている。さらに、その他の項目については、毒性等価係数の見直しにより、その取扱いが変更されている。申請に際しては、これら最新のマニュアル、JIS 及び毒性等価係数を用いることとする。
- (9) 「食事試料」を申請項目とする場合については、（4-12）の「注意事項」を参照すること。
- (10) 各種マニュアルや JIS にない測定方法を採用する場合については、（4-12）の「注意事項」を参

照すること。

- (11) 試料抽出液のクリーンアップを全自動で実施する装置（例：自動前処理装置）を使用している場合には、(12) の「注意事項」を参照すること。
-(11) (12) 提出書類の作成に当たっては、環境省のホームページに掲載する「ダイオキシン類の請負調査の受注資格審査の申請に際しての注意事項」を参照すること。

第2 生物検定法に関する審査

1. 審査の申請

平成令和2年度に環境省が実施するダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査について、生物検定法による測定により受注を希望する機関は、下記2. (1) から (4) で定める書類((4) 中、別表2-2の2-6-1を除く。)を「第4 共通事項」の1. の期間中に 1011. あての資料提出先に提出されたい。申請できる項目は、「排出ガス」、「ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻」とする。なお、既に平成令和2年度の受注資格を付与された機関は、当該項目について改めて申請する必要はない。

また、以下(1)～(3)の条件を満たす機関のみ生物検定法に係る本審査を申請できるものとする。

- (1) 教育及び訓練（技術提供元によるトレーニング受講証明書及びクロスチェックの結果等）に関する記録を持っていること。
- (2) 申請項目に関して、GC/MS法（従来法）の一貫分析機関の受注資格で平成令和2年度に有効なものを申請時点で既に保有している機関又は、平成令和2年度の同資格を申請する機関であること（なお、GC/MS法（従来法）の受注資格が認められなかった申請項目については、生物検定法の受注資格は認められない。）。
- (3) 相当数の業務実績があること。

また、提出書類の受理後、初期審査を行い、合格した機関については、模擬試料（抽出液）を配付して、分析を行った結果について別表2-2の2-6-1の品質保証・品質管理結果報告書の提出を求める。模擬試料の配付日及び品質保証・品質管理結果報告書の提出期限は別途通知する。品質保証・品質管理結果報告書は「第4 共通事項」 1011. あての資料提出先に提出することとする。なお、初期審査の合否の連絡については、模擬試料の配付をもって代えることとする。

2. 提出書類及び注意事項

- (1) 申請書（様式1）
- (2) 申請項目及び作業（別表1-2）
- (3) 機関の概要を記述した資料（パンフレット類など）
- (4) 別表2-2の審査用資料

資料には作成日を記述すること。なお、提出された資料については、その目的以外の使用及び外部への無断提供を行わず、審査終了後不要となった段階で返却する。

- (5) 過年度の審査で合格し既に平成令和2年度の受注資格を有している機関が申請項目を追加する場合、過年度の審査で合格し既に平成令和2年度の受注資格を有している機関が測定方法（平成17年環境省告示第92号の測定方法）を追加申請する場合及び、平成令和元年度までの受注資格を有している機関が引き続き申請する場合においても、別表2-2の審査用資料は(4)に従って提出すること。

- (6) 申請可能な項目は、一貫分析が対応可能な項目のみとする。
- (7) 平成 22 年 3 月に「排出ガス、ばいじん及び燃え殻のダイオキシン類に係る簡易測定法マニュアル（生物検定法）」を改訂したため、申請に際しては最新のマニュアル（平成 22 年 3 月改訂）を用いることとする。
- (8) 提出書類の作成に当たっては、環境省のホームページに掲載する「ダイオキシン類の請負調査の受注資格審査の申請に際しての注意事項」を参照すること。

第 3 GC/MS 法(簡易測定法)に関する審査

1. 審査の申請

平成令和 2 年度に環境省が実施するダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査について、GC/MS 法(簡易測定法)による測定により受注を希望する機関は、下記 2. (1) から (4) で定める書類を「第 4 共通事項」の 1. の期間中に 1011. あての資料提出先に提出されたい。申請できる項目は、「排出ガス」、「ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻」、「土壤」とする (GC/MS 法(簡易測定法)の「底質」は審査対象に含めない。)。

また、以下の条件を満たす機関のみ GC/MS 法(簡易測定法)に係る本審査を申請できるものとする。
申請項目に関して、GC/MS 法(従来法)の一貫分析機関の受注資格で平成令和 2 年度に有効なものを申請時点で既に保有している機関又は、平成令和 2 年度の同資格を申請する機関であること（なお、GC/MS 法(従来法)の受注資格が認められなかった申請項目については、GC/MS 法(簡易測定法)の受注資格は認められない。）。

2. 提出書類及び注意事項

- (1) 申請書（様式 1）
- (2) 申請項目及び作業（別表 1-3）
- (3) 機関の概要を記述した資料（パンフレット類など）
- (4) 別表 2-3 の審査用資料

資料には作成日を記述すること。別表 2-3 の「1. 管理的事項」のうち 1-2-1 及び「2. 技術的事項」を提出すること。なお、提出された資料については、その目的以外の使用及び外部への無断提供を行わず、審査終了後不要となった段階で返却する。

(5) 過年度の審査で合格し既に平成令和 2 年度の受注資格を有している機関が申請項目を追加する場合、過年度の審査で合格し既に平成令和 2 年度の受注資格を有している機関が測定方法（平成 17 年環境省告示第 92 号の測定方法又は平成 11 年環境庁告示第 68 号）を追加申請する場合及び、平成令和元年度まで受注資格を有している機関が引き続き申請する場合においても、別表 2-3 の審査用資料は(4)に従って提出すること。

- (6) 申請可能な項目は、一貫分析が対応可能な項目のみとする。
- (7) 申請に際しては、平成 22 年 3 月に策定された「排出ガス、ばいじん及び燃え殻のダイオキシン類簡易測定法マニュアル（機器分析法）」又は平成 21 年 3 月に策定された「土壤のダイオキシン類簡易測定法マニュアル」を用いることとする。
- (8) 提出書類の作成に当たっては、環境省のホームページに掲載する「ダイオキシン類の請負調査の受注資格審査の申請に際しての注意事項」を参照すること。

第4 共通事項

1. 提出期間及び提出方法

平成令和元年 11月 1日から 11月 98 日まで。原則、郵送で提出することとし、11月 98 日までに環境省 1011 の資料提出先に到着したものを審査対象とする。なお、申請に必要な資料が提出されていない場合には審査対象としないので、提出書類の作成に注意すること。(ただし、生物検定法に関する審査における、別表2-2の「2.技術的事項」のうち2-6-1の模擬試料の測定に係る品質保証・品質管理結果報告書の提出は、「第2 生物検定法に関する審査 1. 審査の申請」のとおり、別途通知する(提出期限の当日消印有効)。)

※提出書類の送付に当たっては、配達の記録が確認できるようにすること。なお、審査用資料は別表2-1、2-2及び2-3の右欄に掲げる資料番号ごとに整理し、明確にすること。

※申請書類の提出後に申請を取り下げたい場合には、提出期間中に限り受け付ける。申請を取り下げる場合には「第4 共通事項」の1.の期間中に 1011 あての問い合わせ先に連絡すること。

2. 審査項目

審査項目及び審査用資料は別表2-1、2-2及び2-3のとおりである。なお、環境省に保管されている過年度の審査資料を審査の参考として使用する場合がある。

3. 審査結果の公表

審査の結果、ダイオキシン類に係る環境測定の精度管理を的確に実施できると認められた機関については、その名称及び申請項目を公表する。その時期は次のとおりである。

平成令和2年3月

4. 資格有効期間

(1) GC/MS法(従来法)に関する審査

一貫分析機関における受注資格の有効期間は、平成令和2年度から4年度までの3年間とする。ただし、平成令和2年度の受注資格を既に有している機関が申請項目を追加申請し、又は申請対象とする作業の範囲を拡げて改めて申請し合格した場合には、当該申請項目又は作業の範囲に係る受注資格の有効期間は、既に有している受注資格の有効期限までとする。

なお、MLAP又はISO17025の認定により簡略化された審査をもって受注資格を付与された機関は、これらが有効である限り最長で上述の期間が受注資格の有効期間となる。(なお、これらの失効とともになう受注資格の失効を避けるために、有効期間内において失効年度より前の年度において従来の審査方法による新規審査を申請することは認められる。)

(2) 生物検定法に関する審査

受注資格の有効期間は、平成令和2年度から4年度までの3年間とする。ただし、平成令和2年度の受注資格を既に有している機関が申請項目又は測定方法を追加申請し合格した場合には、当該申請項目又は測定方法に係る受注資格の有効期間は、既に有している生物検定法に係る受注資格の有効期限までとする。

(3) GC/MS法(簡易測定法)に関する審査

受注資格の有効期間は、平成令和2年度から4年度までの3年間とする。ただし、平成令和2年度のGC/MS法(従来法)の受注資格を既に有している機関がその資格を有する項目について、GC/MS法(簡易測定法)の受注資格を申請し、又はGC/MS法(簡易測定法)に係る測定方法を追加申請し、合格した場合には、当該申請項目又は測定方法に係る受注資格の有効期間は、既に有しているGC/MS法(従来法)に係る受注資格の有効期限までとする。

5. 追加資料の提出要請及びヒアリングの実施

必要に応じ追加資料の提出要請又はヒアリングを実施することがある(ヒアリングの際には事前に連絡をした上で実施する)。追加資料の提出要請があった場合には、指定された期日までに提出するものとする。これを拒否した場合又は期日を順守しなかった場合には、受注資格なしとする判断事由とされることがある。

6. 現地調査

提出書類に基づき審査を行うが、必要に応じて現地調査を実施することもある。その際には事前に連絡をした上で実施するが、これを拒否した場合には、受注資格なしとする判断事由とされることがある。

7. 不適切な申請への対処について

申請資料に不正な情報を記述するなど不適切な申請であると環境省が判断した場合には、環境省が必要と認めた期間の申請を受け付けないとするとともに、申請機関名、不正の内容などについてホームページに公表する場合がある。

8. 受注資格の取消し・失効について

「ダイオキシン類の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針」(平成13年3月環境省策定、平成22年3月31日改訂。以下「外部精度管理指針」という。)に基づく査察等で申請内容と実際の精度管理とに相違があると認められた場合には、受注資格を取り消すことがある。

なお、MLAP又はISO17025の認定を受けていることにより簡略化された審査をもって受注資格を付与された機関は、簡略化された審査を希望する根拠となった認定が全て失効した場合には、その時点で、全項目の受注資格も失効するものとする。この場合には、下記 1011. [あての問い合わせ先](#)に直ちにその旨を報告すること。

9. 資格の承継

受注資格に係るダイオキシン類の環境測定事業の全部の譲渡又は当該法人について相続、合併若しくは分割(受注資格に係るダイオキシン類の環境測定事業の全部を承継する場合に限る。)がある場合で、事業所の管理システム(指針第1部総括的事項に記載された内容)のみの変更であって、指針及び外部精度管理指針に基づき、変更後の組織が引き続き的確な精度管理を確保できると認める場合は、資格を承継するものとする。受注資格の承継を行おうとする場合は、下記 1011. [あての問い合わせ先](#)にあらかじめ、新旧法人名称及び事業所の管理システム等の変更内容を記載した書類を提出すること。

10. その他

受注資格審査は、制度を立ち上げた当初の目的である、指針等を普及させ、測定分析機関が提出するデータの品質水準の底上げを図ることについて一定の成果を上げたと考えられることから、令和2年度以降は受注資格審査を実施しないこととし、今後は個別の測定分析業務毎に発注者が適切に精度管理を行うこととする。

なお、経過措置として、令和3年度及び令和4年度に環境省が実施するダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査については、令和2年度に有効な受注資格を有している機関も受注対象とする。

1011. 資料提出先及び本件についての問い合わせ先

【資料提出先】

日本工営株式会社 ~~社会システム事業部~~ 基盤技術事業部 環境部
所在地：〒102-8539 東京都千代田区九段北1-14-6
電話：03（3238）8382
e-mail：ml-R1_moe_dioxins@dx.n-koei.co.jp
担当：福田、鈴木、山本

【問い合わせ先】

環境省 水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室
所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
電話：03（3581）3351（代表） 内線6579
e-mail：dioxin@env.go.jp
担当：吉田栄村、舟木

様式1 申請書

整理番号	
受理年月日	平成令和 年 月 日

ダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査受注資格審査申請書

平成令和 年 月 日

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室 あて

氏名又は名称
申請者 住所又は所在地
法人にあってはその代表者の氏名 印

平成令和2年度に環境省が実施する（GC/MS法(従来法)・生物検定法・GC/MS法(簡易測定法)）によるダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査の受注資格に係る審査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。注1、2、3

測定機関名称				
測定機関所在地				
担当者職氏名 <small>注4</small>	職	氏 名	職(変更前)	氏名(変更前)
統括責任者 <small>注5</small> (統括管理者)				
品質管理者				
技術管理者 (計量管理者)				
試料採取担当者				
前処理担当者				
GC/MS・生物検定法 測定担当者				

申請資料に関する問合せ先 部署
氏名
TEL
FAX
e-mail

(次頁へつづく)

●申請項目

別表(1-1(GC/MS法(従来法)) ・ 1-2(生物検定法) ・ 1-3(GC/MS法(簡易測定法)) のとおり

●GC/MS法(従来法)に係るダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査受注資格の状況について

以下の欄には、これまでに認められた受注資格の状況について記述してください。

ダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査受注資格の状況

■受注資格の有無	無	⇒	平成令和	年	～	平成令和	年
	有		度		度		

↓

■測定対象項目

一般環境大気・降下ばいじん・公共用水域水質・地下水質・土壤・底質・野生生物・水生生物・排出ガス・排出水・ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻・血液・食事試料・水道原水及び浄水・母乳・食品・作業環境・臍帶・その他()

●生物検定法に係るダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査受注資格の状況について
以下の欄には、これまでに認められた受注資格の状況について記述してください。

ダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査受注資格の状況

■受注資格の有無	無	⇒	平成令和	年	～	平成令和	年
	有		度		度		

↓

■測定対象項目

排出ガス・ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻

(次頁へつづく)

●GC/MS法(簡易測定法)に係るダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査受注資格の状況について

以下の欄には、これまでに認められた受注資格の状況について記述してください。

ダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査受注資格の状況

■受注資格の有無	無	⇒	平成令和 年 度	～	平成令和 年 度
	有				



■測定対象項目

排出ガス・ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻・土壤

●申請者の名称又は所在地に変更があった場合の旧名称又は所在地

旧名称			
※旧所在地			
変更年月	平成令和 年 月		

※ 移転等により所在地が変更となった場合には、原則、新規測定機関としての申請が必要となるが、所在地の表示の変更等に伴うものは、旧表示を本欄に記載すること。

注 1 : 本申請書の大きさは日本工業規格 A4 とすること。

2 : それぞれの測定機関ごとに申請すること。

3 : 記入欄に記載事項のすべてを記述することが出来ないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4 : 担当者職氏名の欄には、前回の申請以降に担当者に変更があった場合には、変更前後の担当者職氏名、変更年月日を各々記述すること。

5 : 申請時に受注資格を有していない機関が ISO 17025 の認定をもって簡略化された審査を希望する場合には、担当者職氏名の欄中「統括責任者」の欄に、指針における統括責任者の任にあたる者を記入すること。

様式2 特定計量証明事業者認定更新申請の状況報告

特定計量証明事業者認定の更新申請の状況について

平成令和 年 月 日

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室 あて

氏名又は名称

申請者 住所又は所在地

法人にあってはその代表者の氏名 印

特定計量証明事業者認定の更新の状況について次のとおりお知らせします。

1. 認定の更新を申請（予定）している認定区分

（認定の更新を申請（予定）している認定区分（媒体）の右欄に○を記入のこと。）

認定の区分		更新申請（予定）の有無	現在の認定の有効期限
大区分	小区分（媒体）		
大気	環境大気		
	排ガス		
水 又は 土壤	環境水		
	排水		
	土壤		
	底質		
記載例：土壤		○	平成令和2年3月26日

2. 更新申請（予定）日

平成令和 年 月 日

3. 更新を申請している事業所の名称及び所在地

事業所の名称

所在地

別表 1-1 申請項目及び作業(GC/MS 法(従来法))

申請対象とする作業の範囲		対応可能な測定方法	備考	MLAP認定状況	ISO 17025認定状況
申請項目	試料採取、試料の分析及び定量結果の確定				
一般環境大気					
降下ばいじん				△	
公共用海域水質					
地下水質					
土壤					
底質					
野生生物				△	
水生生物				△	
排出ガス					
排出水					
ばいじん及び焼却灰 その他の燃え殻				△	
血液				△△	
食事試料				△△	
水道原水及び浄水				△△	
母乳				△△△	
食品				△△△	
作業環境				△△△	
臍帶				△△△	
その他（上記の例示以外に申請する項目がある場合に記入）				△	
記載例：土壤	○	ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル（平成21年3月）	外注なし	○	

- 注1：「申請対象とする作業の範囲」欄には、該当するものに○を付けること。
- 2：「対応可能な測定方法」欄には、受注した際に用いる測定方法を記載すること。測定方法については、マニュアル等の改訂・改正時期を明記すること。なお、改訂されていない場合には策定時期を明記すること。
- 3：試料採取を外注する場合は、「備考」欄に外注の内容等を記述すること。
- 4：申請項目については実績のあるものとし、必要に応じ、追加又は削除すること。なお、申請項目中の水生生物は、野生生物に含まれるものであるが、別掲とした。
- 5：食事試料は陰膳方式によるものとし、食品の品目ごとの分析については食品として申請すること。

○申請時点で受注資格を保有している場合であって、MLAP 又は ISO 17025 の認定を有することをもって簡略化された審査方法の希望の有無
 (審査の簡略化の希望のどちらか一方に○を記入すること。また、簡略化された審査を希望する場合には、簡略化の根拠となる認定に○をつけ、認定証(写)を添付すること。なお、根拠となる認定は1つでも複数でもよい。)

審査の簡略化の希望	根拠となる認定	
■簡略化された審査方法を希望する	MLAP	
	ISO 17025	
■従来の審査方法を希望する		

注1：MLAP 又は ISO 17025 のうち簡略化された審査を希望する根拠となった認定が全て失効した場合には受注資格が失効するので、本文中「第4 共通事項」の「4. 資格有効期間」及び「8. 受注資格の取消し・失効について」について十分留意すること。

~~2：簡略化された審査は、MLAP 及び ISO 17025 の認定を有する機関で希望した場合にのみ適用される。~~

~~なお、申請項目の一部のみに対する簡略化された審査は行わない。~~

~~3-2~~：簡略化された審査の根拠となる認定については、認定証(写)を添付すること。

別表 1-2 申請項目及び作業（生物検定法）

申請項目	申請対象とする作業の範囲	対応可能な測定方法	備考
	試料採取、試料の分析 及び定量結果の確定		
排出ガス			
ばいじん及び焼却灰 その他の燃え殻			
記載例：排出ガス	○	告示第1の2	

- 注 1：「申請対象とする作業の範囲」欄には、該当するものに○を付けること。
- 2：「対応可能な測定方法」欄には、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成17年環境省告示第92号）のうち、対応可能な測定方法を記載すること。
- 3：申請項目については相当数の実績のあるものとし、必要に応じ、削除すること。
- 4：対応可能な測定方法が複数ある場合には、測定方法ごとに申請すること。

別表 1-3 申請項目及び作業 (GC/MS 法(簡易測定法))

申請項目	申請対象とする作業の範囲	対応可能な測定方法	備考
	試料採取、試料の分析 及び定量結果の確定		
排出ガス			
ばいじん及び焼却灰 その他の燃え殻			
土壤			
記載例：排出ガス	○	告示第3の1	
記載例：土壤	○	抽出：ソックス レー抽出 分析：GC/HRMS	

注 1：「申請対象とする作業の範囲」欄には、該当するものに○を付けること。

2：「対応可能な測定方法」欄には、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成 17 年環境省告示第 92 号) 又は「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号) のうち、対応可能な測定方法を記載すること。
なお、申請項目が土壤である場合には、平成 11 年環境庁告示第 68 号備考 3 の簡易測定方法のうち、対応可能な抽出方法及び分析方法を記載すること。また、分析方法については、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計が対応可能である場合には「GC/HRMS」、四重極形ガスクロマトグラフ質量分析計が対応可能である場合には「GC/QMS」、三次元四重極形ガスクロマトグラフ質量分析計が対応可能である場合には「GC/ITMS/MS」と記載すること。

3：対応可能な測定方法が複数ある場合には、測定方法ごとに申請すること。

別表 2-1 審査項目及び審査用資料 (GC/MS 法(従来法))

審査項目	(資料番号) 審査用資料
1. 管理的事項	
(1)品質管理システムに関する事項	
①組織の整備状況	(1-1-1) 指針第1部第1章1の組織に関する文書 (1-1-2) 同組織の機構図(注1)
②教育、訓練	(1-1-3) 指針第1部第1章4に定める報告書より作成した教育、訓練に係る取組の概要を記述した資料及び記録
③文書の管理	(1-1-4) 指針第1部第1章5の文書・記録の作成と維持管理手順書及びこれらを踏まえて作成した文書管理の取組の概要を記述した資料(電子媒体に保存している文書・データの取り扱いについても記述する。)
④環境汚染の防止	(1-1-5) 作業に伴う環境汚染の発生の防止に関する取組の概要を記述した資料
⑤内部監査	(1-1-6) 直近1年以内に実施された手引き第1部第1章3の内部監査報告書(これを踏まえた対応がある場合には、その概要を記述した資料を追加する。) (注2)
⑥業務の進行管理	(1-1-7) 業務の進行管理の実施方法の概要を記述した資料及び業務の進行状況に係る記録
⑦品質管理者による品質管理の実施方法	(1-1-8) 指針第1部第3章に係る品質管理者による品質管理の実施方法の概要を記述した資料及び品質保証・品質管理結果報告書(注3・注4)
⑧不適切な操作が行われた場合の対処方法	(1-1-9) 指針第1部第1章2の対処方法書及び対処方法書に基づき講じている措置の概要を記述した資料又は報告書
⑨業務の範囲	(1-1-10) 指針第1部第1章6に係る外注時の業務分担の内容及び責任関係を記述した資料並びに外部精度管理指針に基づく査察資料
(2) 業務実績	
	(1-2-1) 過去3年間の業務実績に関する資料
(3) ダイオキシン類に係る試験所間比較試験への参加実績	
	(1-3-1) ダイオキシン類に関する試験所間比較試験への参加実績に関する資料
(4) 精度管理に関するその他の取組	
	(1-4-1) 関連する国際規格等の取得状況など精度管理に関する取組
2. 技術的事項(注5-4)	
(1) 標準作業手順書	
	(2-1-1) 指針第1部第2章1の標準作業手順書の目次及び測定フロー図
(2) 施設及び試薬に関する事項(注6-5)	
①施設の整備状況	(2-2-1) 指針第2部第1章5に係る施設の整備状況及び作業環境に関する文書

②試薬、標準物質(溶液)の管理状況	(2-2-2)	指針第2部第1章1及び2に係る使用する試薬、標準物質(溶液)の管理状況の概要を記述した資料
③器具・装置の整備状況	(2-2-3)	指針第2部第1章3及び4に係る試料採取、試料の前処理及びGC/MSによる測定に使用する器具・装置の整備状況及び管理状況の概要を記述した資料
(3) 試料採取に関する事項		
①試料採取計画及び配慮事項	(2-3-1)	想定される受注業務の試料採取計画の概要を記述した資料、試料採取の記録及び精度管理の観点から特に配慮する事項の概要を記述した資料 (試料採取を外部機関に委託している場合は、外部機関における上記の事項が分かる資料)
(4) 試料の前処理に関する事項		
①試料の受入検査及び保存・管理の実施状況	(2-4-1)	想定される受注業務の試料の受入検査、保存・管理の実施方法の概要を記述した資料及び記録
②試料前処理計画及び配慮事項	(2-4-2)	想定される受注業務の試料前処理計画の概要を記述した資料、試料の前処理の記録及び精度管理の観点から特に配慮する事項の概要を記述した資料
(5) GC/MSによる測定に関する事項		
①GC/MSによる試料の測定計画	(2-5-1)	想定される受注業務のGC/MSによる試料の測定計画の概要を記述した資料(指針第2部第5章3~6の操作ブランク試験、トラベルブランク試験、二重測定、濃度既知試料の測定の実施計画を含む)
②GC/MSの点検・調整の状況	(2-5-2)	指針第2部第4章2、3及び6のGC/MSの点検に関する実施基準及び点検・調整の実施状況の概要並びに日常の検量線及び感度変動の確認結果を記述した資料
③検量線	(2-5-3)	指針第2部第4章4に係る検量線及びそのクロマトグラム(内標準物質を含めた各ピークの同定とシグナル強度が確認できるもの)
④検出下限・定量下限	(2-5-4)	指針第2部第5章1(1)の装置、(2)の測定方法、(3)の試料測定時の検出下限・定量下限及びその算出過程を説明する資料(クロマトグラムを含む)
⑤操作ブランク試験、トラベルブランク試験、二重測定の測定	(2-5-5)	指針第2部第2章4及び第5章3~5に係る操作ブランク試験、トラベルブランク試験、二重測定の実施結果の概要を記述した資料
⑥実試料及び内標準物質のクロマトグラム	(2-5-6)	指針第2部第4章7の同定及び定量に係るサンプリングスパイク内標準物質、クリーンアップスパイク内標準物質及びシリンジスパイク内標準物質のクロマトグラム(各ピークの強度が確認できるもの)並びに全異性体の同定が記入されたクロマトグラム及び 各2,3,7,8位塩素置換異性体TEFを有する化合物 の分離が確認できるクロマトグ

ラム(必要に応じて部分拡大したもの)

注1:1-1-2(組織の機構図)は申請時点のものとする。ただし、1-1-6(内部監査)の実施時点から内部監査者を変更している場合には、内部監査実施時点の組織の機構図も添付すること。

2:1-1-6(内部監査)直近1年以内に実施された内部監査報告書がない場合には、直近の内部監査報告書と本年度策定の内部監査実施計画書を提出すること。

3:2:1-1-8(品質保証・品質管理結果報告書)は、少なくとも一つの申請項目を含むものについての一例を提出すること。また、品質保証・品質管理計画書等を引用する場合は、同計画書等を添付すること。

4:1-1-8(品質保証・品質管理結果報告書)は、精度管理指針別紙2に記載されている目次に従い、作成すること。なお、資料タイトルは別紙2の目次の表記と合わせること。

5:3:「2.技術的事項」に係る資料は、申請項目ごとに提出すること。また、申請項目間で共通となる資料については重複して提出する必要はないが、その旨及び参照先を明記すること。なお、前回以前の申請書を参照することはできない。当該申請書で完結させること。

6:4:平成22年度に公告した審査までは「1.管理的事項」の項目であったが、平成23年度に公告した審査から「2.技術的事項」に変更したため、資料作成に留意すること。

別表 2-2 審査項目及び審査用資料(生物検定法)

審査項目	(資料番号) 審査用資料
1. 管理的事項	
(1)品質管理システムに関する事項	
①組織の整備状況	(1-1-1) 手引き第1部第1章1の組織に関する文書 (1-1-2) 同組織の機構図(注1)
②教育及び訓練等	(1-1-3) 手引き第1部第1章4に定める報告書より作成した教育及び訓練等に係る取組の概要を記述した資料及び記録
③文書の管理等	(1-1-4) 手引き第1部第1章5の文書及び記録の作成と維持管理手順書及びこれらを踏まえて作成した文書管理の取組の概要を記述した資料(電子媒体に保存している文書及びデータの取扱いについても記述する。)
④環境汚染の防止及び作業者暴露の防止	(1-1-5) 手引き第2部第1章6の環境汚染の防止及び作業者暴露の防止に関する取組の概要を記述した資料
⑤内部監査	(1-1-6) 直近1年以内に実施された手引き第1部第1章3の内部監査報告書(これを踏まえた対応がある場合には、その概要を記述した資料を追加する。)(注2)
⑥業務の進行管理	(1-1-7) 手引き第1部第2章2の業務の進行管理の実施方法の概要を記述した資料
⑦品質管理者による品質管理の実施方法	(1-1-8) 手引き第1部第3章に係る品質管理者による品質管理の実施方法の概要を記述した資料及び品質保証・品質管理結果報告書(注3-2・注4-3)
⑧不適切な操作が行われた場合の対処方法	(1-1-9) 手引き第1部第1章2の対処方法書及び対処方法書に基づき講じている措置の概要を記述した資料あるいは報告書
(2)業務実績	(1-2-1) 過去3年間の業務実績に関する資料
(3)ダイオキシン類に係る試験所間比較試験への参加実績	
	(1-3-1) ダイオキシン類に関する試験所間比較試験への参加実績に関する資料
(4)精度管理に関するその他の取組	
	(1-4-1) 関連する国際規格等の取得状況など精度管理に関する取組
2. 技術的事項(注4-3)	
(1)標準作業手順書	
	(2-1-1) 手引き第1部第2章1の標準作業手順書の目次及び測定フロー図
(2)施設及び試薬等に関する事項(注5-4)	
①施設の整備状況	(2-2-1) 手引き第2部第1章5に係る施設の整備状況及び作業環境に関する文書

②試薬等及び標準物質(溶液)の管理状況	(2-2-2)	手引き第2部第1章1及び2に係る使用する試薬等及び標準物質(溶液)の管理状況の概要を記述した資料(細胞又はキットにあっては、入手及び保存に関する記録)
③器具及び装置の整備状況	(2-2-3)	手引き第2部第1章3、4及び第4章2に係る器具、装置の整備状況及び管理状況並びに計測機器の点検に関する実施基準、点検及び調整の実施状況の概要を記述した資料
(3)試料採取に関する事項		
①試料採取計画及び配慮事項	(2-3-1)	手引き第2部第2章及び別紙3~4に基づき、想定される受注業務の試料採取計画の概要を記述した資料、試料採取の記録及び精度管理の観点から特に配慮する事項の概要を記述した資料 (試料採取を外部機関に委託している場合は、外部機関における上記の事項が分かる資料)
(4)試料の前処理に関する事項		
①試料の受入検査及び保存及び管理の実施状況	(2-4-1)	手引き第2部第3章2及び第5章11に基づき、想定される受注業務の試料の受入検査及び保存並びに管理の実施方法の概要を記述した資料及び記録
②試料前処理計画及び配慮事項	(2-4-2)	手引き第2部第3章1、2及び3に基づき、想定される受注業務の試料前処理計画の概要を記述した資料、試料の前処理の記録及び試料の前処理に際して精度管理の観点から特に配慮する事項の概要を記述した資料
(5)生物検定法による測定に関する事項		
①生物検定法による試料の測定計画	(2-5-1)	手引き第2部第4章1及び第2部第5章に関する想定される受注業務の生物検定法による試料の測定計画の概要を記述した資料
②測定系の準備(細胞又はキットの準備)	(2-5-2)	手引き第2部第4章3の測定系(細胞又はキット)の準備に関する記録
③検量線及び感度変動の管理図による確認	(2-5-3)	手引き第2部第4章4及び7の検量線並びに手引き第2部第4章6の管理図
④検出下限及び定量範囲	(2-5-4)	手引き第2部第5章1の検出下限及び定量範囲並びにその算出過程を説明する資料
⑤操作ブランク試験、トラベルブランク試験、二重測定、濃度既知試料の測定及び換算係数の確認の実施	(2-5-5)	手引き第2部第2章4及び第5章5~9に係る操作ブランク試験、トラベルブランク試験、二重測定、濃度既知試料の測定及び換算係数の確認の実施結果を記述した資料
⑥試料の測定及び濃度の算出	(2-5-6)	手引き第2部第4章5の試料の測定、第5章2,3,4及び10の実測濃度の算出、測定量(毒性等量)の算出に関し、申請項目試料についての発光、吸光及び蛍光等の強度、実測濃度、測定量(毒性等量)の算出過程を説明する資料

(6) 模擬試料の測定に関する事項

(2-6-1) 手引き第1部第3章2及び別紙2に基づき、模擬試料の測定に関して作成した品質保証・品質管理結果報告書（注7-5）

注1: 1-1-2（組織の機構図）は申請時点のものとする。ただし、1-1-6（内部監査）の実施時点から内部監査者を変更している場合には、内部監査実施時点の組織の機構図も添付すること。

2: 1-1-6（内部監査）直近1年以内に実施された内部監査報告書がない場合には、直近の内部監査報告書と本年度策定の内部監査実施計画書を提出すること。

3-2: 1-1-8（品質保証・品質管理結果報告書）は、少なくとも一つの申請項目を含むものについての一例を提出すること。また、品質保証・品質管理計画書等を引用する場合は、同計画書等を添付すること。

4-3: 1-1-8（品質保証・品質管理結果報告書）は、精度管理指針別紙2に記載されている目次に従い、作成すること。なお、資料タイトルは別紙2の目次の表記と合わせること。

5-3: 「2. 技術的事項」に係る資料は、申請項目（排出ガス、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻）ごとに提出すること。また、申請項目間で共通となる資料については重複して提出する必要はないが、その旨及び参照先を明記すること。なお、前回以前の申請書を参照することはできない。当該申請書で完結させること。

6-4: 平成22年度に公告した審査までは「1. 管理的事項」の項目であったが、平成23年度に公告した審査から「2. 技術的事項」に変更したため、資料作成に留意すること。

7-5: この資料は、当初の申請時に提出するものではなく、初期審査合格機関に対して実施する模擬試料の測定に係る品質保証・品質管理結果報告書の提出を求めるものである。

別表 2-3 審査項目及び審査用資料 (GC/MS 法(簡易測定法))

審査項目(注 1)	(資料番号) 審査用資料	
1. 管理的事項(注 2)		
(1) 業務実績	(1-2-1) 過去 3 年間の業務実績に関する資料	
2. 技術的事項(注 3)		
(1) 標準作業手順書	(2-1-1) 指針第 1 部第 2 章 1 の標準作業手順書の目次及び測定フロー図	
(2) 施設及び試薬に関する事項(注 4)		
①施設の整備状況	(2-2-1)	指針第 2 部第 1 章 5 に係る施設の整備状況及び作業環境に関する文書
②試薬、標準物質(溶液)の管理状況	(2-2-2)	指針第 2 部第 1 章 1 及び 2 に係る使用する試薬、標準物質(溶液)の管理状況の概要を記述した資料
③器具・装置の整備状況	(2-2-3)	指針第 2 部第 1 章 3 及び 4 に係る試料採取、試料の前処理及び GC/MS による測定に使用する器具・装置の整備状況及び管理状況の概要を記述した資料
(3) 試料採取に関する事項		
①試料採取計画及び配慮事項	(2-3-1)	想定される受注業務の試料採取計画の概要を記述した資料、試料採取の記録及び精度管理の観点から特に配慮する事項の概要を記述した資料 (試料採取を外部機関に委託している場合は、外部機関における上記の事項が分かる資料)
(4) 試料の前処理に関する事項		
①試料の受入検査及び保存・管理の実施状況	(2-4-1)	想定される受注業務の試料の受入検査、保存・管理の実施方法の概要を記述した資料及び記録
②試料前処理計画及び配慮事項	(2-4-2)	想定される受注業務の試料前処理計画の概要を記述した資料、試料の前処理の記録及び精度管理の観点から特に配慮する事項の概要を記述した資料
(5) GC/MS による測定に関する事項		
①GC/MS による試料の測定計画	(2-5-1)	想定される受注業務の GC/MS による試料の測定計画の概要を記述した資料(指針第 2 部第 5 章 3~6 の操作ブランク試験、トラベルブランク試験、二重測定、濃度既知試料の測定の実施計画を含む)
②GC/MS の点検・調整の状況	(2-5-2)	指針第 2 部第 4 章 2、3 及び 6 の GC/MS の点検に関する実施基準及び点検・調整の実施状況の概要並びに日常の検量線及び感度変動の確認結果を記述した資料
③検量線	(2-5-3)	指針第 2 部第 4 章 4 に係る検量線及びそのクロマトグラム(内標準物質を含めた各ピークの同定とシグナル強度が確認できるもの)

④検出下限・定量下限	(2-5-4)	指針第2部第5章1(1)の装置、(2)の測定方法、(3)の試料測定時の検出下限・定量下限及びその算出過程を説明する資料(クロマトグラムを含む)
⑤操作ブランク試験、 トラベルブランク試験、二重測定の測定	(2-5-5)	指針第2部第2章4及び第5章3~5に係る操作ブランク試験、トラベルブランク試験、二重測定の実施結果の概要を記述した資料
⑥実試料及び内標準物質のクロマトグラム	(2-5-6)	指針第2部第4章7の同定及び定量に係るサンプリングスパイク内標準物質、クリーンアップスパイク内標準物質及びシリンジスパイク内標準物質のクロマトグラム(各ピークの強度が確認できるもの)並びに全異性体の同定が記入されたクロマトグラム及び各2,3,7,8-位塩素置換異性体TEFを有する化合物の分離が確認できるクロマトグラム(必要に応じて部分拡大したもの)
(6) GC/MS法(従来法)との比較試験等		
①GC/MS 法(従来法) との比較試験等	(2-6-1)	指針第2部第4章8及び第5章7の簡易測定法導入時の確認試験及び比較試験の実施計画の概要及び結果(確認試験、比較試験時のクロマトグラムを含む)を記述した資料

注1：資料は、保有している GC/MS 法(従来法)の一貫分析機関の受注資格の資料と異なっている箇所に下線を引く等して、GC/MS 法(従来法)との違いが特定できるようにすること。

2：管理的事項に係る資料のうち、「品質管理システムに係る事項 (1-1-1 から 1-1-9 まで)」等の提出は不要である。

3：「2. 技術的事項」に係る資料は、申請項目ごとに提出すること。また、申請項目間で共通となる資料については重複して提出する必要はないが、その旨及び参照先を明記すること。**なお、前回以前の申請書を参照することはできない。**当該申請書で完結させること。

4：平成 22 年度に公告した審査までは「1. 管理的事項」の項目であったが、平成 23 年度に公告した審査から「2. 技術的事項」に変更したため、資料作成に留意すること。